

平成 16 年 5 月 6 日

正会員本社、各事業所各位

(社)日本添乗サービス協会
事 務 局

オーストラリア・クイーンズランド州における添乗員の 身分証明書携帯義務付けについて

2003年12月1日より施行されましたオーストラリア・クイーンズランド州における「2003年旅行サービス業法」において、日本からの添乗員への写真付身分証明書の携帯が義務付けられておりますのでご留意下さい。

同法にて身分証明書には下記の要件が求められます。

- ・氏名・営業所所在地の記載があること。
- ・最近撮ったカラー写真が添付されていること。
- ・雇用者名および企業名・商号の記載があること。

クイーンズランド州観光公社東京事務所に確認をしましたところ、「旅程管理主任者証」は添乗員の身分証明書として取り扱われるとのことでした。

ただし、「旅程管理主任者証」は上記の全てを満たしている証明書ではないため、身分証明書として取り扱われない可能性もありますが、「旅程管理主任者証」は国土交通省の指導により携帯を義務付けられているものですので、貴社所属添乗員の中で、主任者証を発行していない方や添乗時の不携帯については、発行申請並びに主任者証の添乗業務時の携帯を徹底していただくようお願い申し上げます。

同法に規定する身分証明書については、現地の「DFS ギャラリー」ゴールドコースト店、ケアンズ店において写真撮影および仮の身分証明書の発行（有料）も行っているとのことでした。

参考：クイーンズランド州「2003年旅行サービス業法」ファクトシート
(3枚)

http://www.queensland.jp/Downloads/TSA_guide.pdf